

## 1 件 名 三浦市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の基本方針

### 2 提案の根拠・理由

- (1) 本市では、平成 17 年 9 月 27 日から三浦市企業等立地促進条例を施行し、「三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地」、「旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地」、「三浦市市民交流拠点整備事業用地」及び「三崎漁港（本港地区及び新港地区）」を支援対象とする指定地域として定め、「固定資産税及び都市計画税を立地後 5 年間課税免除」とする税制優遇と、「市内在住者を正社員として新規雇用した事業者に対する雇用者一人につき 14 万円の奨励金支給」とする雇用奨励金により、企業誘致に取り組んでいる。
- (2) 三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地では、水産関連施設事業用地の全 10 区画のうち 9 区画で立地等が完了し事業が開始されているが、残る 1 区画と多目的活用事業用地については、現在、基本計画作成に関するスケジュールの検討がされている状況である。
- (3) 旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地では、令和 6 年に庁舎として利用していない土地及び建物を売却し、事業者において各施設の利活用に向けた準備が進められている。
- (4) 三浦市市民交流拠点整備事業用地では、新庁舎の南側に図書館を併設する民間施設等の整備が予定されている。
- (5) 三崎漁港（本港地区及び新港地区）では、新海業プロジェクトとしてうらりマルシェの改修や事業用地への商業施設の立地が予定されており、現在、事業計画の作成に向けた関係機関等との協議が進められている。
- (6) これら指定地域への企業立地を実現するためには、立地支援策による支援が不可欠であり、指定地域への立地期限を現行の令和 8 年 3 月 31 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 5 年間延長することとしたい。

### 3 条例の内容

支援措置の要件のうち進出企業等の立地期限について、現行の「令和 8 年 3 月 31 日まで」から「令和 13 年 3 月 31 日まで」に 5 年間延長するもの。

### 4 施行期日

公布の日から施行する。